

年金シニアプラン総合研究機構公的研究費の取扱いに関する規則

平成 21 年 10 月 29 日

(目的)

第 1 条 本規則は、年金シニアプラン総合研究機構（以下「当機構」という。）における公的研究費（競争的資金を中心とした公募型の研究資金等をいう。）の適正な運営・管理について必要な事項を定めるものである。

(対象となる公的研究費)

第 2 条 本規則は、学術の発展及び行政施策の推進のため必要な研究課題で、公的研究費の交付を受けて実施する全ての研究費を対象とする。

(職員等の責務)

第 3 条 職員等（職員及び非常勤職員）は、公的研究費が適正に執行され、適切に研究が行われるよう常に努めなければならない。

(最高管理責任者)

第 4 条 当機構全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は理事長とする。

(統括管理責任者)

第 5 条 公的研究費の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、当機構全体を統括する者として統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は公的研究費の適正な運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 統括管理責任者は専務理事とする。

(最高管理責任者の責務)

第 6 条 最高管理責任者は統括管理責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(管理等の委任)

第 7 条 公的研究費の交付を受けた研究代表者及び研究代表者から資金配分を受けた研究分担者は、公的研究費の管理、経理及び受領に関して最高管理責任者に委任するものと

する。

- 2 統括管理責任者は最高管理責任者の指示を受け、公的研究費の口座の管理及び支払いの決定など、実質的な公的研究費の管理及び経理を行う。

(管理等の事務)

第 8 条 公的研究費の管理、経理及び受領に関する事務は、総務企画部が行う。

- 2 総務企画部は公的研究費に係る「収支簿」により公的研究費の全体像及びその執行状況を把握のうえ、計画的かつ適正な執行が行われるよう努めなければならない。

(不正防止計画の策定等)

第 9 条 総務企画部は不正防止計画の案を策定し、又は見直しを行ったときは、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告し、その承認を受けなければならない。

- 2 総務企画部は、不正を発生させる要因の実態の把握に努め、不正防止計画の推進に取り組むものとする。
- 3 最高管理責任者は不正防止計画が着実に実施されるよう総務企画部に指示するものとする
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者をもって不正防止計画の実施状況を確認し、必要に応じて不正防止計画の実施を促さなければならない。

(不正に対する対応)

第 10 条 不正な取引が発見された場合には、最高管理責任者の指示の下、不正な取引の内容を明らかにするよう努める。

- 2 不正な取引に関与した業者に対する処分については、関係府省の取扱いに準じて行う。

(相談窓口)

第 11 条 公的研究費に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等についての当機構内外からの相談窓口は総務企画部とする。

(通報等の窓口)

第 12 条 当機構内外からの公的研究費の不正使用に関する情報の通報窓口は、総務企画部総務企画係長とする。

(内部監査)

第 13 条 公的研究費の適性かつ効率的な運営・管理に資するため、最高管理責任者は内部監査を実施しなければならない。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規則は平成 21 年 10 月 29 日から施行する。